

論 説

「レーザ加工装置」事件における ブログ著者の懸念は審査基準改定で解消されるか

第18回審査基準専門委員会WG決定事項との対照検証

「そーとく日記」 ブログ著者の私見×改定案

2026年2月



「レーザ加工装置」事件の概要

技術的背景

特許3935188（ステルスダイシング技術）

ウェハ内部にレーザ焦点を合わせ改質領域を形成し、切断起点とするレーザ加工装置。

出願人：浜松ホトニクス（2000年代初頭に世界に先駆け実用化）

訂正請求により、加工対象物を「溝が形成されていないシリコンウェハ」に限定。

→ 引用発明（甲11）の必須構成「溝」を実質的に除外。

知財高裁の判断

進歩性肯定のロジック：

- ① 甲11では溝形成が「前提」
- ② 溝をなくすことは想定し難い
- ③ 「むしろ阻害事由がある」

→ 進歩性あり

また訂正事項は「装置自体の構造・機能を特定する意味を有する」と判示。



ブログ著者の私見：三層構造の批判

第一層

阻害要因の認定論理

「引用発明の必須構成を除く＝阻害要因」は誤り。単なるパーツ抜きに過ぎず、阻害要因には特段の理由（技術的困難性、固定観念等）を要する。

第二層

クレーム解釈

装置クレームの加工対象物の限定は用途限定に過ぎない可能性。装置の構造に差異がなければ、技術的思想の評価とクレームの評価は同視できない。

第三層

制度設計

阻害要因の安易な認定は制度を歪める。先行技術を除いただけで広範な権利を独占する「パズル的権利化」への懸念。補正の自由度の問題。

第一層：「必須構成の除外＝阻害要因」批判の詳細



ブログ著者の核心的主張

当業者は引用発明の課題に拘束されない。自由な発想で引用発明を見るのであり、構成を除くことは「単なるパート抜き」。阻害要因を認定するには「改変を思いとどまらせる特段の理由」の存在が不可欠。



重要なニュアンス

ブログ著者は本件の技術的貢献自体は否定していない。「表面を加工せずウェハを切断する発想の技術的貢献」は評価し得るとし、方法発明としては阻害要因なしでも進歩性を肯定し得るケースと述べている。批判は結論ではなく論理（阻害要因の認定手法）にある。

シリーズ全体での類似批判

- ・ 「システム作動方法」事件：レベル16条件の除外 → 単なるパート抜き
- ・ 「船舶」事件：タンクの除外 → あらゆる水密部屋の包括的独占
- ・ 共通論理：引用発明で「必須」＝除くことの「阻害」ではない

審査基準改定の概要（第18回WG）

進歩性（阻害要因）	新規事項	明確性・運用
<ul style="list-style-type: none">単なる除外は阻害要因を保証しない当業者の視点で判断設計変更は「通常の創作能力の発揮」「強い阻害要因」がない限り進歩性否定阻害要因あり≠直ちに進歩性肯定	<ul style="list-style-type: none">3.3.1(4)(i)は「具体例」であり「ルール」ではないことを明記「方向性①」は見送り補正の入り口は広く維持 → 「入り口は広く、出口で厳しく」継続	<ul style="list-style-type: none">基準本文の大幅改訂なしハンドブック事例追加（OK/NG例）管理職による重点協議・チェック強化広範・曖昧な除外への注意喚起

➡ 対照検証：ブログ著者の各論点は解消されるか

論点	改定案の対応	解消の程度
【第一層】 「必須構成除外＝阻害要因」は誤り	阻害要因厳格化。単なる除外は設計変更。「強い阻害要因」なければ進歩性否定。	◎ 概ね解消の方向 改定の論理はブログ著者の主張と軌を一にする。ただし裁判所を直接拘束せず。
【第二層】 装置クレームの用途限定解釈	明確性の基準本文改訂なし。ハンドブック事例追加で対応。	✗ 解消されない 用途限定の解釈論は射程外。
【第三層】 補正の自由度・制度設計	「方向性①」見送り。補正要件は現状維持。進歩性の出口で対応。	✗ 解消されない 日本独自の寛容な補正実務は維持。

第一層の検証：阻害要因—概ね解消の方向

改定前（従来の傾向）

- 構成の欠如 → 形式的に「阻害要因あり」
- 引用発明の発明者の主觀に引きずられる
- 阻害要因の閾値が低い
- 容易に進歩性肯定



改定後（新基準）

- 単なる除外は「設計変更」の範囲
- 客観的な当業者の視点で判断
- 「強い阻害要因」がない限り否定
- 技術的実質の要求

留意点

- ① 審査基準は裁判所を法的に拘束しない。司法判断への波及は間接的。
- ② ブログ著者自身が本件の技術的貢献は評価し得ると認めており、批判の焦点は結論ではなく論理にある。改定案はその論理を是正。

第二層・第三層の検証：解消されない論点

② 第二層：クレーム解釈（用途限定 vs 構造限定）

ブログ著者の指摘：

「溝なしウェハ」限定は装置の構造を変えない。技術的思想の評価と装置クレームの評価は同視不可。

改定の状況：

明確性要件の基準改訂なし。用途限定の解釈論は改定の射程外。判例蓄積を要する。

実務的意味：

阻害要因の論理が使えなくなると、この第二層の問題が一層顕在化する。

③ 第三層：制度設計（補正の自由度）

「方向性①」の見送り：

新規事項判断に技術的思想の概念を持ち込む案は、法理的整合性への懸念から見送り。

結果：

Undisclosed Disclaimerは引き続き広く許容。日本＝「補正是自由だが評価は厳しい」。欧州＝「補正 자체を制限」。

→ 「除くクレームはそんなに自由でいいのか」という問には、補正 자체は依然自由という回答。



新基準下のシミュレーション：本件の技術史的背景

① 優先日当時（2002年頃）の技術パラダイム

浜松ホトニクス社がステルスダイシング技術を世界に先駆けて実用化した商業化初期。

当時のウェハ切断の主流技術：

- ① ブレードダイシング（機械的切削） ② レーザスクライビング（表面溝形成+外力割断）

→ いずれも切断ライン上に物理的加工痕（溝・スクリップライン）の形成が当然視。

→ 表面を一切加工せず内部改質のみで切断する発想は、当時の技術パラダイムとは相当に距離。

新基準下での帰結

- 「甲11で溝が前提」だけでは阻害要因の認定は困難に
- 客観的証拠（教科書、学会論文等）に基づき「溝なし切断は当業者の想定外」と認定されれば → 「強い阻害要因」として進歩性肯定を支え得る
- 決定的な違い：認定が甲11の記載のみでなく、技術水準全体の検討に基づく必要がある
- ブログ著者が批判するのはこの検討プロセスの欠如。新基準はその欠如を制度的に是正



実務への示唆

出願人・代理人

- 安易な「除くクレーム」戦略は通用しにくくなる
- 「引用発明で必須だから阻害要因」だけの主張は不十分
- 除いた後の技術的困難性・異質な効果を具体的に論証
- 発明の本質的技術的思想を正面からクレーム化すべき

→本件も方法発明としてクレーム化すれば、阻害要因に頼らず進歩性肯定の可能性

第三者・鑑定

- 「設計事項に過ぎない」という無効論理の余地が拡大
- 除くクレームで成立した特許への進歩性否定の主張がしやすく
- 情報提供等で技術常識を審査官にインプット
- 無効審判では「設計変更の容易性」を主軸に攻める



施行見込み：令和8年（2026年）中。正式施行前でもWGの方向性を踏まえた主張は審査官・審判官の判断に影響し得る。実務家は改定の正式施行を待たず対応を開始すべき。

結論

第一層：阻害要因の認定論理



概ね解消の方向。改定案はブログ著者の主張と方向性が一致。「必須構成除外＝阻害要因」の短絡的判断は許されなくなる。

第二層：クレーム解釈（用途限定）



解消されない。用途限定の解釈論は改定の射程外。判例蓄積を要する。

第三層：制度設計（補正の自由度）



解消されない。日本独自の寛容な補正実務は維持。「入り口は広く、出口で厳しく」継続。

改定案は「対症療法」として強力だが、「根治治療」ではない。

実務家はより高度な論理構築力を求められる環境へ。

施行見込み：令和8年（2026年）中 | 正式施行前でもWGの方向性に基づく主張は有効